

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例

平成19年1月24日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)(以下「法」という。)第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員の分限に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 前条に定める職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)の分限に関する事項については、職員の派遣元となる神奈川県及び市町村が定める職員の分限に関する条例を準用する。

(休職の事由)

第3条 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

(1) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設(外国のこれらの施設を含む。)において、その会計年度任用職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事するとき。

(2) 政府その他公共的機関の要請(外国の場合を除く。)により、神奈川県後期高齢者医療広域連合の業務又はその会計年度任用職員の職務に関連があると認められるこれらの機関の業務に従事するとき。

(降任、免職、休職及び降給の手続)

第4条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして会計年度任用職員を降任し、若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして会計年度任用職員を休職する場合又は前条第2項第2号の規定に該当するものとして会計年度任用職員を降格する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 会計年度任用職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、任命権者が当該会計年度任用職員にその旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、法

第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつても、任命権者の指定した医師2人の行つた診断の結果その事故が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 公務上の傷病により法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、第1項の規定にかかわらず、その療養のために必要な期間とする。
この場合において、復職については、前項の規定を準用する。

4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該事件が裁判所に係属する間とする。

第6条 休職者は、会計年度任用職員としての身分は保有するが、職務に従事することができない。

2 休職者は、休職の期間中別に条例で定める場合の外、いかなる給与も支給されない。

(失職の例外)

第7条 任命権者は、拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された会計年度任用職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）第7条に規定する校長及び教員を除く。）のうち、その刑に係る罪を公務上自動車又は原動機付自転車を運転中に過失により犯した者については、情状を考慮して特に必要と認めたときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わなかつた会計年度任用職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日条例第8号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月28日条例第1号） 抄

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日条例第2号）

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行の日から施行する。ただし、第１条中神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第３条第２項の改正規定は、公布の日から施行する。